

公募型見積合わせの執行について

【城東区役所 総務課】

令和7年8月28日(木)

大阪市城東区長 吉村 悟

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

1 見積合わせに付する事項	
(1) 案件番号	総務0708017
(2) 案件名称	城東区複合施設外1か所産業廃棄物（随時排出分）収集・運搬及び処分業務委託（概算契約）
(3) 数量・特質	別紙仕様書のとおり
(4) 履行期限	【令和7年11月28日(金)】
(5) 履行場所	城東区役所（大阪市城東区中央3-5-45） 城東区防災倉庫（大阪市城東区中央1-3-6）
2 日程	
(1) 事業請負申込書提出期限	【令和7年9月11日(木)】 【午後5時】
(2) 参加資格審査資料等提出期間	【令和7年9月11日(木)】 【午後5時】
(3) 現地見期間	【令和7年8月28日(木)】～【令和7年9月5日(金)】 （午前10時～午後5時） 現地下見を希望する場合は、事前に、6 事業担当へ電話連絡のうえ、令和7年9月2日(火) 午後3時までに予約をとること。
(4) 仕様書に関する質問期間及び質問方法	令和7年8月28日(木)～令和7年9月5日(金) 午後5時30分までに記載のメールアドレスに送信すること。 tq0001@city.osaka.lg.jp
(5) 質問に対する回答	質問の回答は、令和7年9月9日(火)に城東区役所ホームページ上の「入札契約情報」に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。
(6) 質問回答掲載場所	https://www.city.osaka.lg.jp/joto/category/3402-2-3-0-0-0-0-0-0-0.html
(7) 契約相手方通知日	原則として、2（1）の事業請負申込書提出期間の締切日（くじ等の場合は、当区の定めた日時による）の翌開庁日とし、6 事業担当から電話にて通知する。
3 参加資格	
(1) 令和7・8・9年度 大阪市入札参加有資格者名簿に、03：産業廃棄物（収集・運搬）及び04 産業廃棄物（処分）で登録していること。 (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第14条第1項及び第6項に規定する次にあげる許可を有すること。 ① 産業廃棄物収集運搬業の許可当該産業廃棄物を積む場所（大阪府知事又は大阪市長）と下ろす場所（都道府県知事又は政令市長等）の許可（許可項目：廃プラスチック類、金属くず、木くず、ガラスくず、がれき類） ② 産業廃棄物処分業の許可当該産業廃棄物の処理施設を設置している場所を管轄する都道府県知事又は政令市長等の許可（許可項目：廃プラスチック類、金属くず、木くず、ガラスくず、がれき類） (3) 申込書提出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。 (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。 (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。（1）大阪市入札参加有資格者名簿に登録していること。 (6) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター管理の電子マニフェストシステム「JWNET」へ収集運搬業者及び処分業者として加入していること。	

4 事業請負申込書提出方法等	
(1) 提出書類	【事業請負申込書】
(2) 提出書類の交付場所	【事業請負申込書】については、ホームページにて配布
(3) 提出方法	記入要領に従い作成した事業請負申込書を持参又は郵送若しくは FAX にて提出すること。 2 (1) の提出期間内に必着。FAX の場合は送信後に着信を電話にて、6 事業担当に確認すること。
(4) 提出場所	6 事業担当に同じ
5 資格審査資料 ※本案件に参加するには資格審査資料の提出が必要です。	
(1) 提出書類	産業廃棄物収集運搬業許可証（写）及び産業廃棄物処分業許可証（写）
(2) 提出方法	4 (3) 提出方法に同じ
(3) 提出場所	6 事業担当に同じ
6 事業担当	
城東区役所【総務課】	大阪市城東区役所総務課（総務）【(担当：奥村)】 大阪市城東区中央 3－5－4 5 電話【06－6930－9625】 FAX【050-3535-8684】
7 契約条項を示す場所	
城東区役所総務課	大阪市城東区中央 3－5－4 5 城東区役所 3 階 大阪市城東区役所総務課（総務） 電話 06-6930-9625
8 その他事項	
(1) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。 (2) 大阪市契約規則第 37 条第 1 項又は第 3 号に該当するときは、契約保証金を免除する。 (3) 見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。 (4) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 (5) 決定後、契約締結までに、決定者は大阪市暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 17 日制定）第 8 条第 2 項の規定に基づく、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。 (https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000012675.html) (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。	